2014年10月高崎倶楽部勉強会メモ

1. 開催日：10月1日12時半～15時
2. 場所：赤城倶楽部
3. 勉強会議題「知らないともったいない！保険の話」
4. 講師；アーク保険センター専務取締役伊藤博英氏
5. 主催者代表:三井千大氏
6. 講義概要

・火災保険

1. 火災保険の補償範囲は思っている以上に広い！火災以外に「落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、水災、物体の落下飛来衝突、漏水、騒擾・暴力行為、盗難、破損・汚損」など多岐に亘る。更に、母屋に火災保険を掛けている場合、同一敷地内にある「物置、車庫、垣塀」等は付属の建物として補償対象となって居るケースが多い。まずは、保険屋に相談してみること。
2. 地震、津波、噴火が原因の被害に対しては「地震保険」が必要。

家財の被害に対しては家財を対象とした保険設定が必要。

1. 具体的には「大雪での車庫破損、車等の衝突によるブロック塀損壊、落雷による風呂ボイラー破損、強風による物損」なども請求ができる。いわゆる≪火災≫に遭う確率は10万軒に１軒以下と言われる。

・自動車保険

1. 追突の被害にあった場合、相手に１００％過失がある場合でも、自分の加入している保険会社に報告すべき。これは、相手から受け取る賠償金とは別枠で、自ら加入している保険（「人身傷害保険」や「搭乗者傷害保険」と呼ばれる補償等）からも、保険金を受け取れる可能性があるから。因みに、これら自身側のケガに関わる補償のみ保険使用しても、翌年の自動車保険の割引等級は下がらない。
2. H24年10月から、「等級ルール」が大幅改正になった。20等級の場合６３％割引だったものが事故で保険使用すると17等級に下がり３８％割引と極端に率が悪くなることに注意。20等級６３％割引に戻るのは最短でも4年後であり、時間が掛かるだけでなく向こう3年間は保険料がかなり上がることになる。（講義内での例では総額13万円以上増！）

このルール改正については、消費者から保険会社に対し苦情が沢山来ているものの金融庁の認可のもと自動車保険業界全体で既にこのルールに移行してしまっている。従って、事故時に保険を使用するか否かはよく保険会社等と相談して判断すべき。

1. 家族間で等級の組み換え（シャッフル）ができる。例えば21歳未満の子供があらたに車を運転する場合、通常なら６S等級（割増率２８％）又は７S等級（割増率１１％）を適用するが、仮に同居の親が20等級など大きな割引等級の契約を持っている場合、その等級を子供に譲る（親が純新規で加入しなおす）ことで親子トータルでの保険料はかなり削減できる。講義内の例では、両親が既に2台車を保有していて子供が車を新たに購入する際、最適な等級組み換えを家族間で行ったことにより、組み換えしない場合とくらべ、年間30万円近く保険料に差が出ていた。
2. 日常生活における他人への賠償問題も自動車保険の特約で備えられる。

「個人賠償特約」が有効。補償額は無制限、示談交渉付のものが一般的。

・生命保険

1. 手術・入院給付金は「入院」と「手術」と別々の枠で給付されるが「入院日数が少ないと手術給付金の申請をしない」ケースが多々あるが勿体ない。たとえ日帰り手術であったとしても給付対象の手術ならば1回あたり入院日額の5倍～40倍の給付金が支払われるパターンが一般的（入院1日1万円の保険であれば、5万円～40万円）。請求時効は3年の設定が多い。

ただし、3年を超えても診断書等の資料で保険期間内の入院や手術であることが証明できれば、支払いを受けられるケースも。心当たりの方は保険屋に相談したらいい。

1. 生命保険の保険金は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となるが、保険金には「残された家族の生活保障」という意味合いがあり、「５００万円×法定相続人の数」まで非課税となる。来年から控除枠が３０００万円＋６００万円×法定相続人の数となり増税となるので、この生命保険の非課税枠を利用する価値はあろう。
2. 生命保険は「受取人固有の財産」であるので、預貯金や有価証券と違い、遺産分割の対象にならない。渡したい人に確実に残す手段として利用できる。保険金は必要書類提出後概ね５営業日以内に現金で支払われるし、「相続放棄」した場合でも受け取れることに留意。
3. 保険契約とは「万一のとき保険金を『発注』する権利を持つ行為」に過ぎない。保険金の受取こそが『納品』であるが、「保険会社に具体的に請求しなければ」この『納品』はなされないことに留意。確実に『納品』を受けるためには「定期的に保険内容を確認・見直し」をし「家族が分かる様に保険証等を保管」し、兎に角「保険屋に聞いてみる」ことだ。

７質疑応答

* 1. （質問）太陽光発電装置を屋根に着けたが保険屋に申告すべきか

（回答）建物の価値が上がるので、原則上「申告」し保険金額を見直すべき。

* 1. （質問）他人の家への落雪被害は保険支払いとなるか。

（回答）賠償補償を有している保険契約であれば適用となりうる。落雪が雪を落とした側の管理上の過失とみられれば賠償することになる。降雪自体は自然現象であり、落とした側の管理上の責任がまったく問えないケースなら理屈の上では賠償保険は使用できないことになる。実際には被害者自身の火災保険でも雪の被害は補償されるのが一般的なので、そちらを使用するケースも多い。

又、もし出火してしまい近所に延焼被害を起こしてしまった場合、出火した側に重過失がない限りは被害者への賠償義務はないことになっているが、その場所に住み続けるにはお見舞い等の配慮も必要。そのあたりを補償する「類焼特約」も火災保険のオプションとして存在する。

* 1. （質問）共済保険は有利か不利か

（回答）一般的に民間保険と比べて保険料が安い場合が多いが、補償範囲が限定的なものもあるのでよく確認した方がいい。共済は民間保険会社と違い、保険契約者保護機構（＝保険会社が破綻した場合に契約を保護するセーフティネット機関）の後ろ盾がない為、共済が解散すると補償自体消失する恐れがある。

* 1. （質問）自動車保険は、保険使用すると翌年以降の保険料は割高になるが、火災

保険はどうか

（回答）火災保険は使用しても割高にならない。また、支払われた保険金を申請したことと違う内容の支出にあてても問題はない。極端に言うと、火災保険金を１０００万貰って何も購入しなくても問題はない。勿論この保険金に税金はかからない。

* 1. （質問）テレビやパソコンを2階から１階に運ぶ時躓いて落として壊しても火災保

険の適用となるか

　　　　（回答）OKである。（ただし、「破損・汚損」の補償を設定していることが条件）

* 1. （質問）火災保険を誤って２社に掛けていた場合は、それぞれの保険会社から保険

金がでるのか。

　　　　（回答）過大な額の保険金がかかっていても、その保険対象物の価値以上の保険金は支払われない。一般的にはまず、一社がまとめてその対象物の価値に見合う金額を支払い、後に保険会社間で按分調整することになる。

* 1. （質問）「地震保険」における全損、半損、一部損の定義は何か。

それぞれどの位の保険適用となるか。

（回答）以下、建物に対する判定基準

　　　全損：主要構造部の50％以上被害　　　　⇒地震保険金の100％支払

　　　半損：主要構造部の20～50％未満被害　　⇒地震保険金の50％支払

　　　一部損：主要構造部の3～20％未満被害　　⇒地震保険金の5％支払

* 1. （質問）門札が盗難されたが、火災保険の対象となるのか

（回答）なりうる。（「盗難」が補償範囲に含まれている場合）

* 1. （質問）火災保険の支払いは「新価ベース」と「時価ベース」があると聞くが保険

の各々の契約条件でそうなるのか。

　　　　（回答）その通り。最近火災保険を更改している人は「新価ベース」となって居る場合がほとんど。保険契約の内容を再度チェックしてみるべきだ。

* 1. （質問）孫に財産を相続させたいが有利なやり方があるか。

　　　　（回答）贈与税の控除枠年間110万以内又はそれを少し超える額（或いは310万円＝控除枠110万円+税率10％に収まる200万円のバーを少し超える額）で毎年生前贈与をし、孫が自分を契約者・被保険者となる貯蓄性の高い保険契約を結ぶ方法がある。将来の「満期金」や「解約戻り金」は契約者である孫が受け取ることになる。年あたりの贈与額に限度があるので大きな財産移転をするには時間が掛かるのが難点だが、着実に相続財産を減らすことでの減税効果と、受け取った孫が早期に解約してお金を使ってしまうリスクを避けられる（貯蓄性の恩恵をうけるには一定期間以上保険契約を維持しないとメリットがでにくい為）利点がる。又、法定相続人ではない孫に財産を移すことで、その贈与財産分を当面の相続税課税対象から外せる効果もある。複数のお孫さんに同様に生前贈与してゆくと財産移転（節税）効果は高まる。

　　　　　　　ただし、この手段を取る際には、毎年贈与契約文書を作っておく等方法上の留意点もある（もともと多額の資産を纏めて贈与する意図があったとみなされ、高率な贈与税を課税されることを避けるため）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上